

4、表現の自由。本来国民が、表現活動を国家権力により制限されない権利ですが、表現した内容を批判されない権利ではないということを認識する必要があります。芸術的な表現などが個々に差があり分かりやすい例ではありますが、投稿者に自由があるように、この投稿に他人がコメントすることも自由であります。

日本財団の調べでは、17歳から19歳まででSNSの利用経験者は94%、誹謗中傷の被害経験があると回答した子は12%と驚くような数字が出ております。我々大人も真摯に向き合う問題であり、子供のいじめ問題に至っては一番注意しなければいけない問題であります。

現在、解決策として法的処置、投稿者が分からない場合でも、ケースによってはIPアドレス等で本人を特定し、損害賠償請求、削除請求ができるようですが、心のケアは難しいと考えます。SNSを使う全ての人間がモラルを持ち他人を思いやる心を持つこと、またそれを、子供たちに指導していくことでしかこの問題は解決できないというのが私の見解です。便利であるからこそルールが必要であります。我々議員も今回の研修で自分たちも行動を見直し、そして皆様に広めていく活動をするをお約束し報告といたします。

議長 以上で、議員派遣についての報告を終わります。

日程第3、これより一般質問を行います。通告順に発言を許します。

通告1番、12番議員、清水亜樹君。

1 2 番 おはようございます。通告1番、12番議員、清水亜樹でございます。

通告に従い、1、障がい者の雇用と就労支援について、2、町長の選挙公約の進捗状況と施策の方向性について質問いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症の第3波と言われる感染拡大が深刻な状況となっております。先ほど町長の報告にもありましたが、我が町は執行部をはじめ職員の方々の様々な施策を講じていただいております。

今後も、状況に応じて対策、対応、また情報発信等、しっかりと行っていただきますことを切に願っております。

また、議員改選後、初めての一般質問となります。3期目も町民の皆様の声をもとにしっかり活動していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、質問に入ります。

明日、12月3日から12月9日までは、障害者基本法に定められた障害者週間です。この週間は、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会参加、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加をする意欲を高めることを目的としております。

また、市町村などにおいては、障がい者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないとされています。本町においても今後の取組に期待をしております。

さて、我が国が目指す共生社会の実現には、ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者の自立と社会参加を図るため、障がい者雇用への理解の啓発や就労を支援することが重要であります。

昨年から本年6月にかけて、教育福祉常任委員会では本町において、障がい者の就労について課題があるとして調査研究を行ってきました。そのことを踏まえ、また平成30年第2回定例会でも同様の質問をしており、その後の取組状況などについても質問をいたします。

1点目は、本年6月に国に報告した本町の障がい者雇用率の状況を伺います。

2点目は、障がい者への就労支援の取組みの状況と今後の展望を伺います。

3点目は、障がい者の雇用の拡大を図るため、ハローワークなど関係団体などとの連携や町内事業者への普及啓発等の取組みの状況を伺います。

4点目は、障がい者就労施設等からの物品等の調達に関する取組みの状況を伺います。

大項目2点目の、町長の選挙公約の進捗状況と施策の方向性については、町長就任から早いもので2年がたとうとしております。自治会担当職員制度や協働推進課の設置など着実に公約実現を遂げておりますが、実現に至っていないものも多くあります。コロナ禍の影響で実行が厳しいことは十分承知しておりますが、町民の期待や関心は高いと考えます。町長は所信表明で次の分野を述べられました。

- 1、子育て支援のさらなる充実化
- 2、安心・安全なまち、防災のまちづくり
- 3、地域資源を活かすまちづくり

4、健康的に暮らせる生きがいつくり

5、人口減少に対応したまちづくり

とし、また取り組むべき主要な施策として具体的な施策も述べられています。

この進捗状況、また、展望についてお伺いします。

以上、登壇での質問といたします。

町 長 清水議員から大きく2項目の質問をいただいておりますので、順次、お答えいたします。

初めに、大きな項目の1つ目の「本年6月に国に報告した本町の障がい者雇用率の状況は。」についてお答えいたします。

国及び地方公共団体は、「障がい者の雇用の促進等に関する法律」の規定に基づき、毎年6月1日に現在の障がい者である職員の任免状況を厚生労働大臣に通報しなければならないこととされております。

本年6月1日現在の本町の雇用率は2.45%であり、法定雇用率の2.5%を若干下回る数値でしたが、法定雇用率を達成するために採用する必要がある障がい者の数は1人に満たないことから、雇用上は最低人員の雇用がなされているものと認識しているところであります。

しかしながら、令和3年3月から法定雇用率が2.5%から2.6%に引上げとなることから、今後も計画的・積極的に採用を実施していく必要があります。

令和元年6月には法改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が示され、厚生労働省が定める指針に即し、「障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」を作成することとされました。

本町においても、本年度、「大井町障がい者活躍推進計画」を策定し、採用や定着に関する目標を定めたことから、今後、達成に向け各種取組を行ってまいります。

不足している法定雇用率への対応につきましては、障がい者の特性に応じた仕事の選定や創出を行い、本年度導入された会計年度任用職員制度を活用するなど、計画的・積極的な採用を検討してまいります。あわせて、職員への障がいに関する理解の促進や、支援体制・勤務環境の充実を図り、障がい者を含めた全ての職員がその能力を発揮し、組織の一員として生き生きと働くことがで

きるよう、今後も着実に取組を進めてまいります。

次に、（２）の「障がい者への就労支援の取組みの状況と今後の展望は。」についてお答えいたします。

現在、就労に対する相談にあつては、障がいのある方や御本人や御家族の方、または支援をされている方々と接する中で、窓口や電話などで町の職員が直接対応することを原則としておりますが、より詳細に専門的な支援が必要な場合は、障害者就業・生活支援センターの利用者登録をお勧めすることもあります。

現在、大井町の方は22名が登録をしており、支援担当者と相談しながら、本人が望む働き方を目指しております。また、障がいの状況や特性に応じ、職場体験や就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練、求職活動への支援や相談などを行う就労移行支援といった障害福祉サービスの利用を通じて、かつての職場への復帰、または、新たな職場への就労を目指していただいております。また、障害福祉サービスを一定期間利用した上で、それでも就労に結びつかない方にあつては、就労継続支援といった福祉的就労の機会を御利用いただいております。

次に、（３）の「障がい者の雇用の拡大を図るため、ハローワークなど関係団体などとの連携や町内事業者への普及啓発等の取組みの状況は。」についてですが、障がい者の就労支援に当たっては、ハローワークをはじめとする関係機関の業務に負うところが非常に多く、特に神奈川県内ではハローワークを通じた障がい者の就職件数は年を追うごとに増え続けている状況であります。また、障がい者雇用に対する普及啓発にあつては、神奈川障害者雇用促進センターにおいて、例年、企業訪問を繰り返し実施することにより、職場開拓に取り組んでおります。障がい者の雇用拡大を図る施策を進めるに当たっては、就労を支援する関係機関と連携し、町内及び広域の事業所に対し、障がいのある方の雇用について普及、啓発を行っていくとともに、福祉的就労についても、その拡大を図るため事業者への理解と協力を促していくことが必要となります。その上で、本人の能力・生活環境・生活設計に適応した職場が得られるよう、障害者就労生活支援相談センターなどと連携して就労相談の充実を図り、障がい者の就労や社会参加への支援に努めてまいります。

次に、（４）の「障がい者就労支援施設等からの物品等の調達の推進に関す

る取組みの状況は。」につきまして、御回答いたします。

障害者就労支援施設における優先調達等につきましては、平成25年4月に施行されました障害者優先調達法に基づき、平成26年度から毎年度、町における調達方針を策定しておるところでございます。この調達方針は、障がい者就労施設等で就労する障がい者の経済面での自立を進めるため、町が行う物品等調達に際し、障害者就労施設等に対して優先的かつ積極的に発注することにより、障害者就労施設等の受注機会の拡大を図ろうとするものであります。調達実績といたしましては、就労継続支援B型事業所であります「コムニー」からの調達となりますが、平成26年度から28年度にかけては、クッキーや小物雑貨を納品していただいております。平成30年度においては、初めて町外の就労継続支援B型事業所からも納品をいただいております。

本年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による生産活動収入の減少を背景として、高齢者を対象に配付いたしましたマスクの包装作業や町のイメージキャラクター「すいっぴー」をあしらったマスクの納品を依頼しております。

2つ目の御質問、「所信表明で述べた、分野別の進捗状況と今後の展望」について回答させていただきます。

まず1点目の「子育て環境のさらなる充実化」についてですが、私は「働きながら子育てできる環境づくり」「みんなが見守りながら子育てできる環境整備」「世界を目指す子育て」に取り組むと申し上げました。

初めに「働きながら子育てできる環境づくり」についてですが、核家族化の進行や就労形態の多様化など子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、女性の社会進出や生活・就労スタイル等の変化により、就学前の教育・保育に対するニーズも年々増加していくと思われまます。このような現状を踏まえ、子供の視点や保護者のニーズに沿った教育、保育の実施や子育てを総合的に支援する体制を構築するため、本年度、幼稚園・学校のあり方検討委員会を立ち上げ、幼児教育や今後の施設の在り方について検討を始めたところです。進めていく中で、様々な意見や課題が出てくると思いますが、教育環境の改善を含めて、現行の切れ目のない子育て支援事業である大井町版ネウボラ等、子育て環境の充実を図り、子育てしやすいまちづくりを進めるため、引き続き総合的に検討

してまいります。

次に「みんなが見守りながら子育てできる環境整備」についてですが、昨年の12月議会でも同様の御質問がございました。既存の公共施設へのカフェレストランの設置は、課題が多く難しいということや、子育てカフェレストランについては、子育て世代や高齢者を含めいつでも集えるような施設を想定しており、飲食等を持ち寄るなどしていただきながら、自由に交流・団らんしていただくような施設を設置できればといった趣旨の回答をさせていただいたところです。その後も庁内全体で検討した結果、現在開発中の大井中央土地区画整理地内の公園の中に、誰でも集える場所として休憩所の設置を整備・計画しているところあります。有効活用してもらえよう詳細等について、今後、担当課により詰めていきたいと考えております。

次に「世界を目指す子育て」についてですが、国際感覚豊かな人材育成を図るため、本年度、中学生に対し、国内にいながら外国の文化・マナーに触れ、生きた英語を学び、異文化への興味を養うため、福島県の「ブリティッシュヒルズ」への宿泊研修を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止としたところであります。今後については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を見極めた上で事業実施を判断していきたいと考えております。

続いて2点目の「安心安全なまち、防災のまちづくり」について、私は「福祉避難所の設置」、「消防団のさらなる充実」、「戸別受信機の普及」などに取り組むと申し上げました。

初めに「福祉避難所の設置」についてですが、こちらは現時点において具体的な取組までには至っておりません。そもそも福祉避難所とは、「主として要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について、内閣府令で定める基準に適合するものであること」とされております。具体的には、高齢者福祉施設や障害者支援施設、児童福祉施設などが最も適した施設であると考えられております。しかしながら、本町においてはこういった施設がほとんどないこと、また、こういった数少ない社会福祉施設等は平時においても多くの利用者がいると考えられることから、こうした施設

を福祉避難所に指定することは困難な状況となっております。

町といたしましては、これまでもお答えしてきたとおり、各避難所に設置を予定する福祉避難スペースにおいて、一定の機能が果たせるよう準備を進めていくとともに、二次的受入先の確保や指定については広域的な対応も視野に入れ、県等への要請も含め検討してまいりたいと考えております。

次に「消防団のさらなる充実」については、本年度から「消防・防災対策推進協議会」を開催し、消防団の在り方について意見を交わさせていただいているところでございます。特に、消防団員の確保に向けた手だてに関することや、分団の在り方については活発な議論がされており、今後はこの協議会の意見を参考に具体的な取組へと移っていく予定となっております。

次に「戸別受信機の普及」については、同報系の防災行政無線デジタル化整備事業において、現在、戸別受信機の更新を進めているところでございます。町では、現行の戸別受信機をお使いの方については無償で交換させていただくこととし、新たにお使いいただく方には多少の御負担をいただいた中で整備を進める予定でおります。また、要配慮者や避難行動要支援者など、特に戸別受信機によって避難情報を入手できる環境が望ましい方などへの対応も検討しているところでございます。

現在、避難情報は様々なツールで取得可能な環境となっておりますので、引き続き、避難情報の入手方法と戸別受信機があることによるメリットなどを周知してまいりたいと考えております。

続いて3点目の「地域資源を活かすまちづくり」について、私は「ひょうたん文化など町の文化・歴史・伝統を活用したまちづくり」、「自然・里地里山の保全及び再生」、「稼げる地域振興の推進」に取り組むと申し上げました。

初めに「ひょうたん文化」についてですが、昨年度よりひょうたん祭りの運営を町に移し、新たな仕組みのもと開催をしたところです。新型コロナウイルス感染症により検討が進められていない側面もございますが、多くの町民に御参加いただけるような仕組みづくりを進め、新しい時代に合った我が町の祭りとして、町民の皆様にご誇りを持ってもらえるよう取組を進めてまいります。

また、町内各所で栽培されている「ひょうたん」につきましても、ひょうたん文化推進協議会との連携のもと、栽培や加工品作りの新たな担い手の育成を

行うなど、引き続き「ひょうたんのまち大井」を未来に継承していくため、取組を進めてまいります。

次に「自然・里地里山の保全及び再生」についてですが、「ゆめの里育て隊」との連携のもと、「おおいゆめの里」の整備・保全を進めるとともに、地域水源林の整備や、酒匂川沿い散策路における水辺環境の保全を行ってきたところですが、今後においては、交流体験事業の拡大と併せ、農地の保全や大井の観光拠点の創出に向け、官民連携による取組へとつなげてまいります。

次に「農業と観光が連携した、稼げる地域振興」についてですが、昨年設立された「神奈川大井の里体験観光協会」が提供する体験プログラムは、農業体験、里山整備体験、地域の自然・文化・歴史・伝統に触れるなど、地域資源を生かしたSDGsなど学びにもつながるプログラムとなっており、学校・企業・都市住民など幅広いターゲットを呼び込むことで、地域資源を保全しながら地域の収入につながるよう、引き続き連携を図ってまいります。

続いて4点目の「健康的に暮らせる生きがいがづくり」について、私は「多様な町民が集える居場所づくり」、「障がい者の就労支援など地域生活支援事業の充実」、「働きたい高齢者の雇用の場の創出」に取り組むと申し上げました。

この分野につきましては、私の考えるところは、障がいをお持ちの方や御高齢の方といった個々の特性にかかわらず、多くの町民が集える居場所づくりを創造すること、そして、障がい者の就労支援と高齢者の雇用の場を創出することにより、「住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持つことで地域課題の解決力の強化が図られ、それが産学官民協働へ昇華すること」を目指すものでございます。

初めに「多様な町民が集える居場所づくり」の具体化につきましては、これまで検討を進めてまいりました他の施策にも通じるところですが、仮称大井中央公園内の休憩所の設置という形で実現する予定であります。施設の名称は決まっていますが、ふれあいの居場所として町民の皆様にも有効に御活用いただけることを望んでおります。

また、超高齢社会を見据えて、町民の皆様が主体的に取り組まれております「通いの場」の高機能化を進めることにより、ソフトの面においても町民が健康的に暮らすことができるための「居場所」の充実を図っているところであり



ます。

次に「障がい者の就労支援」と「高齢者の雇用の場」について申し上げます。

障がい者の就労支援につきましては、前段の答弁と重複しますので割愛させていただきますが、高齢者の雇用の創出につきましては、町のシルバー人材センターを通じた高齢者の就労支援を進めてまいりました。関係各所の御協力によるところも大きいのですが、会員数は令和元年で128人、契約件数は1,022件と年々増加傾向にあります。

また、民間事業者からの発注件数も増え、シルバー人材センターの収入は当該前年比で約4,000万円増加している状況であります。今後とも関係機関との連携や広報活動等を通じ、町ができる支援を進めていきたいと考えております。

続いて5点目の「人口減少に対応したまちづくり」について、私は「遠距離通勤補助金制度の新設の検討」、「既存の公共施設の複合的利活用の推進」、「産業の誘導と活性化及び雇用の場の創出」、「全事業の見直し」、「広域連携を進めた効率的な行政運営」に取り組むと申し上げました。

まず「遠距離通勤補助金制度」について、若者の町への定住化を促進するための方策の一つとして新設を検討していく予定でしたが、新型コロナウイルスの感染症拡大をきっかけとして、3密を避けるため通勤混雑の緩和が求められるとともに、オンライン会議やテレワークが推奨されるようになり、決まったオフィスに毎日通勤するという働き方が大きく変わろうとしています。こうした現状から、遠距離通勤に対する補助金制度にこだわることなく、時代に即した移住・定住促進施策を柔軟に取り入れていきたいと考えております。

次に、「既存の公共施設の複合的利活用の推進」についてですが、町では平成29年3月に策定した大井町公共施設等総合管理計画に基づき施設の計画的な維持管理・更新を推進するべく「大井町公共施設等個別施設計画」を策定しておりますので、これらの計画の基本方針に沿って公共施設の複合的利活用の推進を検討していきたいと考えております。

次に、「産業の誘導と活性化及び雇用の場の創出」についてですが、本町は、県西地域2市8町をはじめとして、県や各企業等、地域が連携・協力して取り組んでおります「県西地域活性化プロジェクト」に基づき、地域の活性化、にぎわいの創出に向けての拠点施設として、未病バレービオトピア事業を推進し

てきました。

さらに本町は、県内への立地を検討している企業のサポートを目的として設立された「神奈川県企業誘致促進協議会」の構成メンバーでもあり、ビオトピアの空きテナントに産業が集積して雇用の促進が図られ、その結果としての税収増加、ひいては安定した財源確保につながるよう、企業の誘致活動に取り組んでおります。

また、全町を見たときに、酒匂川周辺の産業系土地利用ゾーンをはじめとした既存の産業用地への誘致や、新たな企業用地となり得る候補地の選定に関しては、自然環境や田園景観に配慮しつつ、計画的な土地利用について検討を進めていきたいと考えております。

次に、「全事業の見直し」についてですが、厳しい財政状況の中、限られた財源の中で住民ニーズを反映した効率的な行政運営が求められており、本町では、職員自らが行政活動の見直しを行うとともに、効率的・効果的な行政運営体制の確立、職員の意識改革を目指すことを目的とした行政評価制度を取り入れております。ただし、これまでの行政評価は、事業担当課及び担当以外の管理職による内部評価にとどまっておりましたので、評価の客観性及び透明性を確保し、より効率的かつ効果的な町政運営を推進していくため、内部評価を外部の視点で評価していただくべく、本年度より外部評価委員会を設置し、運用を始めております。

次に、「広域連携を進めた効率的な行政運営」についてですが、全国的に人口減少、少子高齢化が進み、生産年齢人口の減少による税収の減収や老年人口の増加による社会保障関係費の増加など、自治体経営を取り巻く環境は厳しさを増しており、本町も例外ではありません。こうしたことから広域連携による政策的な発展や事務の効率化及び広域的な課題の解決を図るべく、今後とも近隣市町との連携を深めてまいりたいと考えております。いずれにせよ、私が町長に就任してから2年になりますが、社会情勢は大きく様変わりしております。新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけとして「ウィズコロナの時代」となり、まずは「感染拡大の防止」が急務となりますが、「町民一人一人の個性が輝き、自立と調和するまちづくり」を進めていくことに変わりはありません。今後とも至誠勤労を旨として町政運営を行ってまいりますので、皆様の御理解

と御協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

1 2 番 それでは、御答弁いただきましたので、確認する上で再質問させていただきたいと思います。

共生社会の実現にはこの就労というものが重要になってきます。また、障がい者の理解を深める上でも、障がい者が就労するということが非常に大切なことだというふうに思います。

1点目の、我が町の障がい者雇用率については、この同様の質問を平成30年の6月第2回の定例会でも同様の質問をしております、その後、国、中央省庁の障がい者の雇用水増し問題、こういったものが発覚して、またその後いろいろな法整備が行われました。その結果とはいえ、本町において障害者活躍推進計画というものを策定されたということは非常に評価をしたいというふうに思います。この計画の中身について、少しお伺いしたいと思います。

本町において今答弁にあったように、雇用率はおおむね達成ができているということで、若干雇用率が下回っているというふうな御答弁でしたが、この計画の中の目標には、毎年6月には雇用率以上を目指す、目標とするということが計画の中に書かれています。現在は若干未達成だということで、今後もこの雇用率というのはいくらも高くなっていくものと思われそうですが、場合によっては課題のところにもあるのですが、障がい者を対象とした募集、採用ということも書かれています。今後、そういったものも考えているのかを伺いたいと思います。

総務課長 これまでも一般職の採用につきましても、障がい者の方も同一の中で試験を受けていただいているというような状況でございます。今後につきましては、確かに法定雇用率が来年の3月から2.6%に上がるというところもございまして、一般者と同時に先ほど町長の答弁の中にもございましたように、会計年度任用職員の活用、その辺を捉えた中で、場合によっては障がい者枠といった捉え方も考えていきたいというふうに検討を考えています。

1 2 番 まず、やはりこの障がい者の雇用率、これは行政だけではなくて民間にもやっぱり広めていくには、やはり行政が雇用率を達成していくということがすごく重要だと思います。この法律の中の責務の中には、行政が率先してというと

ころが改正によって盛り込まれました。ですので、ぜひとも障がい者枠というところも視野に取り組んでいていただきたいと思いますが、もう一つ、これは数字合わせになってほしくない施策の一つではあるのですが、国はチャレンジ雇用というものも十数年前から行われていますけれども、このチャレンジ雇用というものも導入というものをどれだけ考えているのかお伺いしたいと思います。

総務課長 チャレンジ雇用というところにつきましても、国の指針、あるいは県の指針に基づきながら町としても進めていきたいというふうに考えております。

1 2 番 ぜひとも実施雇用率、法定雇用率以上の達成を目指していただきたいなというふうに思います。

それでは2点目の、福祉的就労について再質問させていただきます。

冒頭申し上げましたけれども、昨年常任委員会のほうでこのことについて調査研究を行ってきました。昨年視察した北海道の芽室町では、全国にも結構割と珍しいのかと思うのですが、町が主導でA型事業所を誘致して、そこで北海道ならではのジャガイモを栽培して加工する。で、お総菜を作ってる全国の店舗等に出荷するといったような仕事を障がい者の方がやられていると。非常に高い賃金を支払っているというところで、非常に熱心に取り組まれました。これは、1人の不登校の女の子がきっかけで、それを見た町長が非常に力を入れて取り組んだということで、本町においても現在、1か所のB型の就労継続支援事業所しかありません。こうしたことを考えると、現状、このA型事業所がないということに対して、また就労移行支援事業所もありません。そういったことに対して、現在、町はどのように考えているのかをお伺いしたいと思います。

福祉課長 確かに議員おっしゃるとおり、子供の将来を思う親御さんのお気持ちなどを考えますと、やはり少しでも多くの選択肢、福祉的就労の場ができるということは非常に喜ばしいことかなというふうに考えております。しかしながら、例えば、いわゆる就労継続支援A型の事業所、こういった就労形態につきましても、やはり安定性が非常に問題であるというふうに伺っております。障害者年金のみで生活を賄うのであれば、一定の収入を経て社会の一員として暮らしていただくということが重要であると思っております。安定した収入の確保というの

が一つの条件であると私は考えております。

いわゆる就A、就労継続支援A型事業所につきましては、雇用契約を結んで賃金を支払うとともに、福祉サービスも並行して行っていかなければならないという就労形態がございます。このことから、経営側としては非常に厳しい経営体制が問われるというところがございます。一説には就B、いわゆる就労継続支援B型の4倍の粗利益がないと成り立たないということも伺っております。そういったところが今後確かに就労移行というのが増えていくと私は感じておりますけれども、積極的に行政が整備誘導を進めるまで、需要が逼迫しているというような状況ではないようなところも感じております。今後、そういった場の創出につきましては、もちろん整備の話がございます。あれば町ができる支援は図ってまいりたいと思っておりますけれども、現時点では現行制度を活用する中で、将来の生活対策を進めていただきたいというふうに考えております。

1 2 番 当事者の声を聞きますと、やはり町内にA型の事業所がない、また就労移行支援事業所がないというのは、町外、遠くに通わなければいけないというところで、非常に困っているとか苦勞しているとか、この先々が心配。現在は、親御さんがそういったところまで送っていったりしているのですが、なかなか高齢になるとそういったところの先行きが心配だといったような声があります。やはり、住み慣れた地域に、近くにそういった施設があったほうが非常に安心して生活ができるということも言われていますので、今、経営面のことを課題というふうなことで言われましたけれども、これは様々な工夫でまた企業と連携して、こういった施設を誘致できるような取組が重要だと思うのですよ。町長も就労支援というところには公約で掲げていますけれども、町長にお伺いしますけれども、障がい者の就労支援について町独自で何か考えがあるのか、町長のこの先のこういった希望とか夢とかいうものがあればお伺いしたいと思います。

町 長 町全体で今決まっている話ではなく私が思っていると、これまで思っていたことですが、なかなか大井町、工場とかそういった工場枠が進出し切れない、できない形、土地利用の運用になっております。そうした中で、最近、農業にて、また人工栽培、水耕栽培というのですか、そういったもので、例えばレタスだとかそういうものを作る、作り物で計画しているというような話を、今決まってはいませんけれども伺っております。そして、そういった中で、いわゆる

農福連携という言葉は、私じゃなくて相手が言ってきたのですが、そういったことも考えて障がい者の方々の就労の場にしていきたいのが一つの目的ですというようにお話も伺っております。まだ具体的な話ではありませんので、固有名詞等は申し上げられませんけども。そういった形で大井町でもできるような、そういった産業を今後進めていく中で、農福連携をかけて。また、障がい者といってもいろんな障がいがありますので、できる仕事、できない仕事、そしてまた、何も働かなきゃいけないというわけでもないし、本人が働きたいと希望があればそういう人たちをそういういい場所、適所のところに案内するなり、そういった方が働く場を創出するのは非常に大切なことであり、個人的なことを言って申し訳ありませんが、私も全盲の息子がいますんで、そういった就職、仕事をするという思いというのは本当に親身となって分かるところがあります。そういった意味でいろんな障がいがありますので、それに適した仕事を少しずつでもそうしていきたいと思っております。今後、そういった話があったときに、積極的に町として支援できることは支援していったり、そしてそういった農福連携等、普通にやっているようなそんな社会を目指したいと思っております。

1 2 番 町長の思いを今、お伺いしたのですが、私も水耕栽培みたいなことの話をちょっと耳に挟んだことはありますけども、ぜひともそういったお話があるのであれば、町長が営業をかけるのではないですけども、そういったところに話しに行き、ぜひとも誘致じゃないですけどそういった話が進むように町が取り組んでいただけることを、そういったところと連携して、特に大井町であればそういった水耕栽培ではなくても休耕地等活用した農福連携ができるよう取り組んでいただければなというふうに思います。

今、町長が言われたように、何も働きたくない障がい者が働く必要はないと言われましたけども、障害者福祉計画のアンケートを見ると約半数ぐらいの方が働きたくないというふうなことになってはいますが、これはやっぱり働ける環境がない、それと周りの理解が進んでいない、こういったことでそういう状況にあるのだと思うのですね。だから、そういったところの整備をしっかりとやっていくことが重要だというふうに思います。

次の質問に入ります。

やっぱり就労についての、一般就労についてのことになりますけども、現在のところは直接的に町内事業者とのこの連携というかそういったものを普及啓発も取り組んでいってないように思うのですけども、やはりこういったところを行政が直接町内事業者、特に大井町にも大きな企業が幾つかありますので、こういったところと連携する上でのきっかけとしてもこういったものの普及啓発を進める必要があると思うのですね。町では、コロナ禍の影響で今年度どうなのか分からないのですけども、企業懇話会等も行われております。そういった中での普及啓発、そういったこともやっていったほうがよいかと思うのですけども、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

企画財政課長 企業懇話会のほう企画財政課のほうが所管して開催しておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

今年度につきましては、コロナ禍の中でちょっと開催というのができない状況ですけども、議員おっしゃるとおり、今後につきましては開催のときにそのような町内企業のほうに働きかけのほうを、お声かけをやっていければというふうに考えます。

1 2 番 ぜひともお願いしたいと思います。

それと、大項目の最後ですけども、優先調達についてお伺いしたいと思います。

平成30年度、以前に質問したときとそれほど取組状況というのが変わってなくて、今回、コロナ禍においてマスク等の購入をしているということでしたけども、前回もお伺いしたのですけど、やっぱり答弁で言われていましたけども、全庁、役場庁舎内でこの辺の情報共有とか、この辺の理解を深めていきたい、そういうふうな取組をしていきたいというような答弁だったと思うのですけども、その辺ができているのかどうか、優先調達に関してその辺ができていのかどうかお伺いしたいと思います。

福祉課長 確かにもう少し力が足りないかなというふうに反省はしております。もっと町全体として優先調達を進めていかなきゃいけないなというところは感じております。しかしながら、今年度につきましては御案内のとおり、高齢者向けのマスクの配布事業、こういったものにつきましても、実質マスクの梱包作業を委託しております。さらに、先ほど町長答弁でもございましたように、すいっ

びーのこのマークのマスクの発注もしております。徐々にですがそういった取組を進めております。今後とも御指摘の点を踏まえて鋭意進めてまいりたいと考えております。

1 2 番 物品購入にかかわらず役務というものもあるかと思うのですね。この計画もつくられていますけども、その中には役務も含まれていますので、そういったもので何ができるかというところがよく施設側とも連携した中で、ぜひとも取り組んでいていただきたいなというふうに思います。

それと、年度ごとの実績の公表、これも以前御指摘させていただいたのですが、この辺いまだにできてないのですが、この辺をお伺いしたいと思います。

福 祉 課 長 確かに方針につきましては、ホームページのほうに公表させていただいておりますが、実績につきましては公表されておられません。今後、速やかに公表させていただきます。

1 2 番 この障がい者の就労については、やはり先ほども申し上げましたように、やっぱり町民の理解を深める上でも非常に重要なものだというふうに考えています。ぜひとも力を入れて取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、大項目2点目の町長の選挙公約について再質問させていただきます。

1点目の、子育て支援のさらなる充実化というところで、まず子育てカフェレストランというところで、町長結構大きくこれを公約掲げたかと思うのですが、今の答弁ですと、仮称中央公園の中に休憩スペースを設けるということをおっしゃっていましたが、これがもうちょっと具体的にどのようなスペースなのか。今、飲食になると持ち寄るといっていただいていたのですが、私的にはコーヒーとかカフェ、そういったものとかちょっとした食べ物、軽食等が提供できるような施設を造ったほうが良いかと思うのですが、公園の中に難しいのであればまた別のところを考えると、やっぱりせっかく造るのであれば、皆さんが本当に造ってもらって良かった、利用してくれる、そういった施設を造ってほしいのですが、その辺のお考えをもう一度お伺いしたいと思います。

町 長 今、名前もありませんので居場所という形で呼ばさせていただきますけど、レストラン風、レストランと誤解されちゃうのですが、本当に居場所です。今、考えているのは、面積ちょっと覚えてないのですが、また担当課から詳細は



説明させますけども、それを公園内に設置して3面、4面ガラスで外からも中がよく見えるような形で、テーブルを五、六個入れるのかな、詳細は説明させますけど、そういったものをつくりまして、レストランという名前ではありませんので、そこで何か誰かがつくるとかそういうのは全く想定しておりません。今後、使い勝手がどうなるのかを考えて、どういう状況で使われるかというのを考えていきたいと思っています。その状況によって、またそういった付加施設というような設備を造るような状況が出てくれば、皆さんの声を聞いた中で設置していきたいと、そんなふうに思っています。また、建物の概要について、担当課より説明させます。

生活環境課長 現在、公園地内の整備につきましては、行政報告で述べたとおりでございます。その中におきまして、休憩所を設置するという内容でございます。子育てカフェレストランという内容につきましては、公園は地区計画の区域内になってございまして、主にカフェ等は設置できないということとなっております。そこで、休憩できるスペースにおいてテーブルを5つぐらい置いて、その中でジュース等を持ち寄っていただいて雑談できるような、そのような休憩スペースを確保するためのものを想定してございます。現時点ではこのような説明とさせていただきます。

1 2 番 ぜひともよりよいそういった施設にしていただきたいなというふうに思います。

もう一つ、町長この働きながら子育てできる環境づくり、こういったところもすごく力を入れていまして、町長公約については昨年の12月、1年前にも同様の質問をしております。その中で、私のほうから1点提案させていただいたのが、児童コミュニティークラブの長期休暇中の昼食の提供を御提案させていただきまして、答弁ではそういった希望があれば検討して進めていきたいというような答弁でした。どのような検討をされて、今年度はそれが実施はされていないのですけども、今年度どういったような検討がされたのか、その辺もお伺いしたいと思います。

子育て健康課長 児童コミュニティークラブの給食提供につきまして、長期休暇等の場合、お弁当を持参している現状であるということで議員御理解いただいているところですが、給食等の施設はございません。給食を提供する施設から取り寄せると

いう方法等もございますということではありますが、まだ具体的な検討はしてございません。児童コミュニティークラブに状況を確認したところ、お弁当を持っていくことが親御さんに聞きまして御不便だということは二、三聞いているという状況でございます。その方につきましては、町のほうの子育て支援センターのほうに開設していますサポートセンターのほうでお弁当を作るような方が支援ということで対応しているような状況で、それで現時点、十分対応できているという点でございますので、全ての方がお弁当を用意していただきたいというお声のほうはまだコミュニティークラブでは届いておりませんので、そういった面はちょっと現状を把握しながら今後検討していきたいと考えております。

1 2 番 私も、こういった声があるからそういったことを昨年提案させていただいたのですが、今年の利用者の説明会、3月とかにあったかと思うのですが、その中でも話が出てそういった話があったかと思うのですが説明会に参加した人が言われたのですが、そのような話はないというふうなことで説明側から言われたと。非常に議員としても軽視されたなというような感じを持ちました。やっぱりその施設が誰のためにあるのか、利用者の負担軽減といったところでも、ぜひともこういったこと、毎日じゃなくてもいいから週に1回、2回程度お弁当の注文ができる日、そういったものをぜひとも検討していただきたいというふうに思っております。

時間がありませんので最後になりますけれども、防災の安心のまちづくりについて質問します。

戸別受信機の普及に取り組みますということで、現在の戸別受信機の普及率をお伺いしたいと思います。

防災安全課長 具体的な普及率というようなところでの数字は捉えてはいたのですが、今回のデジタル化工事における戸別受信機の更新の数になるのですが、大体の一般の家庭出ていると思われる数が約600台前後というふうに捉えております。今回、この更新に合わせて現状でお使いいただいている方については無償での交換というようなところでお待ちをしていたのですが、今回、交換ということでの申請が上がってきたのが約400台というところなので、若干予定数よりも少なかったというようなところがございます。新たに設置をしたいとい

うようなところで御希望があったのが100台程度というところですので、こちらについては町長答弁にもありましたとおり、戸別受信機のあることによるメリット、そういったところも周知等しながら普及に努めていければなというふうに思っております。

- 1 2 番 普及率、非常にまだまだ低いなというふうな感想を持ちますけども、こういったものの防災の情報提供も今後も非常に重要だと思います。まだまだ携帯電話等とかインターネット等も使えないような、使っていないような高齢者もおります。携帯電話持つ必要がない方もおられます。情報提供を確保する上でも、一層、以前購入された方からしてみたら不公平があるかもしれませんが、一層、全戸に普及させる、配布する、そういったようなお考えございませんでしょうか。

防災安全課長 近隣ではそういったところの取組をされている町もあるようなのですけれども、現時点では取りあえず申請方式で対応をしてみたいと思います。

それと、やはり現在は確かに携帯、そういったものの情報の収集というものもできたりですとか、テレビ等でのLアラートでの確認、いろんなところで情報の捉えができる環境にありますので、そういったところの情報の捉え方、そういったものも併せて町民の方には周知しながら、防災戸別受信機等の普及等併せて周知に図ってまいりたいと思っております。

- 1 2 番 時間がありませんのでここで質問を終わりたいと思いますけども、町長、公約実現、所信表明は至誠勤労という言葉を使って公約に取り組んでいくということをおっしゃっていましたので、今後も公約実現に向かって鋭意取り組んでいただきたいというふうに思っております。

以上の質問といたします。

議 長 以上で、12番議員、清水亜樹君の一般質問を終わります。

ここで、休憩いたします。再開は10時45分です。

( 10時25分 休憩 )

( 10時45分 再開 )

議 長 休憩を解いて再開いたします。

引き続き、通告2番、6番議員、岡田幸二君。

- 6 番 おはようございます。6番議員、岡田幸二でございます。